

八尾市における特別支援教育について

八尾市では「共に学び、共に生きる」教育を基本とし、学びあう授業や互いに違いを認め合い、支え合う集団づくりをめざす教育、一人ひとりの児童生徒を尊重する教育を推進し、全校的な支援体制のもと、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育を推進しています。

さて、令和4年4月27日付の文部科学省からの「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知)」を受けて、大阪府教育庁より、障がいのある子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供し、適切な対応を行うように通知がありました。

つきましては、個々の児童生徒の教育的ニーズと障がいの状況を踏まえた教育課程の編成について、学校よりお父さまや保護者にご相談させていただいておりますが、学びの場の検討にあたっての不安や悩みの声を聞いております。通常の学級、通級による指導、支援学級について掲載させていただいておりますので、お父さまにとってよりよい学びの場の検討の際にご活用ください。

今後も、特別な支援を必要とする児童生徒の自立、社会参加に向け関係機関との連携等を行いながら「共に学び、共に生きる」教育を推進してまいりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

八尾市教育委員会



○特別支援教育に関する「学びの場」の検討のための参考資料です。
必要に応じてご活用ください。

学びの場

支援学級

- 障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた「特別の教育課程」を編成し、支援を行います。
- 障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するための「自立活動」を必ず行います。
- 支援学級で学習する授業時数は原則として週の半分以上を目安とします。

「特別の教育課程」

●支援学級で実施する特別の教育課程については、自立活動を取り入れることや、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、特別支援学校の各教科等に替えたりする等して子どもの実態に応じた教育課程を編成します。

※特別の教育課程を編成し学んだ教科については文章表記を中心とした評価となります。

「自立活動」

●<具体例>集中して取り組むことが苦手な児童生徒に対し、活動を小分けにする等の支援を通して、活動に見通しを持ち、集中して取り組むことができる手立て等を指導します。

通常の学級

通級指導教室

- 通常の学級での学習におおむね参加できるが、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対し、基本、週に1時間から2時間、最大8時間の指導を行います。

<具体例>

「SST(ソーシャルスキルトレーニング)」

●コミュニケーションが苦手な児童・生徒に対し個別指導、またはグループでの活動等を通じ、社会的なルールを学ぶことができますようにします。

通常の学級

- 通常の学級に在籍しながら、「基礎的環境整備」及び「合理的配慮」等の支援を行います。

<具体例>

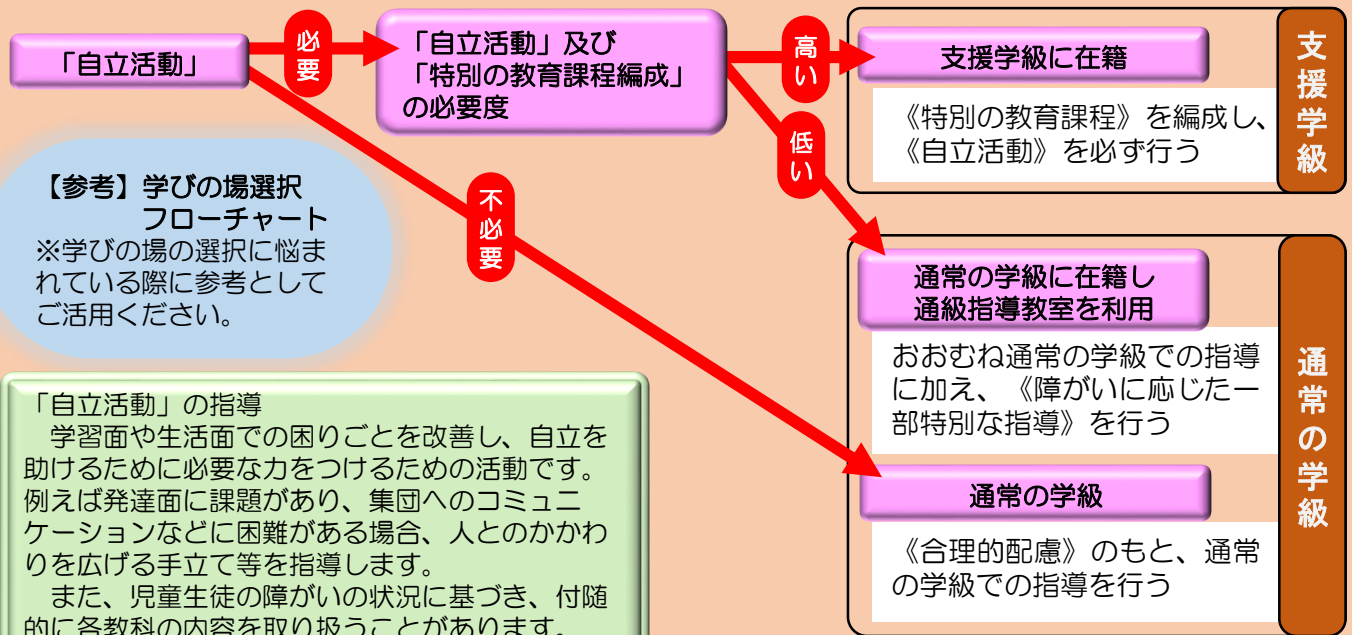
「基礎的環境整備」

●注意・集中することが苦手な児童生徒に対し、教室前の掲示物を減らすなどし、視覚的に刺激を与えないようにします。

「合理的配慮」

●聴覚の障がいの状況に応じて要約筆記を行う等、難聴サポーター等の支援を活用します。

学びの場の決定に向けて



自立活動

自立活動の「目標」は、一人ひとりの児童生徒が自立をめざし、障がいによる、学習上または生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うことによって、心身の調和的発達に基盤を培うことです。

自立活動の「内容」は、〈人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素〉と、〈障がいによる学習上、または生活上の困難を改善・克服するために必要な要素〉で構成されていて、27項目が6つの区分に分類・整理されています。一人ひとりの子どもに設定される具体的な「指導内容」の要素となるものです。

①【健康の保持】

- ・生活リズムや生活習慣の形成に関する事
- ・病気の状態の理解と生活管理に関する事
- ・身体各部の状態の理解と養護に関する事
- ・障がいの特性の理解と生活環境の調整に関する事
- ・健康状態の維持・改善に関する事

③【人間関係の形成】

- ・他者とのかかわりの基礎に関する事
- ・他者の意図や感情の理解に関する事
- ・自己の理解と行動の調整に関する事
- ・集団への参加の基礎に関する事

⑤【身体の動き】

- ・姿勢と運動、動作の基本的技能に関する事
- ・姿勢保持と運動、動作の補助的手段の活用に関する事
- ・日常生活に必要な基本的動作に関する事
- ・身体の移動能力に関する事
- ・作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事

②【心理的な安定】

- ・情緒の安定に関する事
- ・状況の理解と変化への対応に関する事
- ・障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事

④【環境の把握】

- ・保有する感覚の活用に関する事
- ・感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事
- ・感覚の補助及び代行手段の活用に関する事
- ・感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関する事
- ・認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事

⑥【コミュニケーション】

- ・コミュニケーションの基礎的能力に関する事
- ・言語の受容と表出に関する事
- ・言語の形成と活用に関する事
- ・コミュニケーションの手段の選択と活用に関する事
- ・状況に応じたコミュニケーションに関する事

支援学級

支援学級とは、小学校、中学校等において右に示す障がいのある児童生徒に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するために設置される学級です。

知的障がい者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者、弱視者、難聴者、言語障がい者、自閉症者、情緒障がい者

通級による指導

通級指導とは、小学校、中学校等において、通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対して、障がいに応じた特別の指導を行う指導形態です。

言語障がい者、自閉症者、情緒障がい者、弱視者、難聴者、学習障がい者、注意欠陥多動性障がい者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者

スケジュールについて



次年度の「学びの場」については、今年度11月中旬までに決定し学校へお伝えください。

その後、八尾市教育委員会から大阪府教育庁へ報告します。今年度末に、各学校の次年度の支援学級設置が確定します。